

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自平成22年6月1日至平成22年8月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第2四半期 累計期間	第5期 第2四半期 累計期間	第4期 第2四半期 会計期間	第5期 第2四半期 会計期間	第4期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成21年 3月1日 至平成22年 2月28日
売上高(千円)	16,259,346	18,512,538	8,258,718	9,375,111	34,253,370
経常利益(千円)	1,832,043	1,456,714	866,923	652,856	3,622,279
四半期(当期)純利益(千円)	1,081,536	859,526	510,950	384,403	2,110,087
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	629,698	633,362	630,642
発行済株式総数(株)	-	-	2,495,800	7,521,600	7,497,600
純資産額(千円)	-	-	4,452,309	6,346,996	5,482,178
総資産額(千円)	-	-	7,870,469	10,218,164	9,616,483
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,783.71	843.85	731.20
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	434.38	114.59	205.17	51.23	282.04
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	424.83	112.70	200.56	50.43	276.14
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	56.6	62.1	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,298,032	294,182	-	-	2,499,504
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	50,111	1,473,145	-	-	2,106,881
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	5,332	5,291	-	-	6,649
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	4,144,571	2,116,918	3,290,590
従業員数(人)	-	-	63	84	62

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数(人)	84
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が当第2四半期会計期間において4人増加したのは、主としてダイレクトマーケティング支援事業の拡大に伴う期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当第2四半期会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	前年同四半期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	8,369,028	18.0
合計(千円)	8,369,028	18.0

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほか、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2)販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	前年同四半期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	9,375,111	13.5
合計(千円)	9,375,111	13.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	1,335,720	16.2	1,529,378	16.3
株式会社テレビショッピング研究所	1,132,107	13.7	1,289,825	13.8
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	-	-	1,091,973	11.6
ヤーマン株式会社	1,187,448	14.4	-	-

- (注) ガシー・レンカー・ジャパン株式会社は、前第2四半期会計期間において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。また、ヤーマン株式会社は、当第2四半期会計期間において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善が続く中で、海外経済の改善や政府の緊急経済対策の効果などを背景に、自律的回復に向けた動きがみられるものの、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動やデフレの影響など、景気を下押しするリスクが払拭できず、依然として厳しい状況にありました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ、インターネット、モバイル等を効率的に活用し、生活スタイルの変化、嗜好の多様化、低価格志向の高まりといった消費者のニーズに迅速かつ的確に対応することにより、引き続き堅調な成長を続けました。

このような市場環境下、当社は、第1四半期会計期間に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりましたが、その一部についての確かなソリューションの提供が果たせなかったこと、また、調達したテレビメディア枠の一部について採算性が悪化したこと等の理由により、当社の収益性が低下しました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は9,375,111千円(前年同期比13.5%増)、売上総利益は1,006,082千円(前年同期比13.9%減)となりました。販売費及び一般管理費は355,855千円(前年同期比17.6%増)となり、その結果、営業利益は650,227千円(前年同期比24.9%減)、経常利益は652,856千円(前年同期比24.7%減)、となりました。また、税引前四半期純利益652,856千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計268,453千円を差引後、四半期純利益は384,403千円(前年同期比24.8%減)となりました。

(2)財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して601,680千円増加し10,218,164千円となりました。

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が増加したことにより売掛金残高が340,877千円増加し4,277,006千円となり、一方で現金及び預金も226,327千円増加し5,566,918千円となったこと等により、前事業年度末と比較して613,195千円増加し9,966,181千円となりました。

固定資産については、前事業年度末と比較して11,514千円減少し251,983千円となりました。

流動負債については、月次の仕入額の増加により買掛金が468,914千円増加し3,030,069千円となったものの、法人税等の支払いにより未払法人税等が514,185千円減少し603,745千円となったこと等により、前事業年度末と比較して266,806千円減少して3,848,552千円となりました。

固定負債については、前事業年度末と比較して3,669千円増加し22,615千円となりました。

純資産については、四半期純利益859,526千円の計上等により6,346,996千円となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第1四半期会計期間末から742,627千円減少し2,116,918千円となりました。当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、営業活動によって獲得した資金は656,781千円(前年同四半期は997,701千円の獲得)となりました。これは主に、税引前四半期純利益652,856千円を計上したこと、仕入債務が169,285千円増加したこと等の一方で、売上債権が228,716千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、投資活動に使用した資金は1,404,387千円(前年同四半期は29,405千円の使用)となりました。これは、事務機器、サーバー等の有形固定資産の取得及び定期預金の預入による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、財務活動によって獲得した資金は4,977千円(前年同四半期は5,332千円の獲得)となりました。これは、ストック・オプションの行使に伴う株式の発行による収入等によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動
該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品(千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務機器	-	4,114	-	10,259	84

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年10月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,521,600	7,521,600	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,521,600	7,521,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年10月1日からのこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	314(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,200(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じた次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)2,4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という。）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

- 4．平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 5．当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	557(注)3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成29年2月23日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 557 資本組入額 278.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

- (注)1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2．当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時まで新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年6月1日～ 平成22年8月31日 (注)	22,200	7,521,600	2,563	633,362	2,563	623,362

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

平成22年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
丸田 昭雄	東京都大田区	1,643,100	21.84
中村 恭平	東京都港区	1,643,100	21.84
妹尾 勲	東京都港区	1,418,100	18.85
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	508,200	6.75
小杉 誠	群馬県高崎市	372,000	4.94
プロスペクト ジャパン ファンド リミ テッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	TRAFALGAR COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANN EL ISLAN DS, U.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	263,700	3.50
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	112,800	1.49
バンク オブ ニューヨークジーシーエム クライアント アカ운ツ ジェーピー アールイーシー アイティーアイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	CITYGROUP CENTRE CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB, U.K. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	85,000	1.13
バンク プリベ エドモンド デ ロスチャイ ルド ヨーロッパ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	20, BOULEVARD EMMANUEL SERVAIS L 2535 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	70,100	0.93
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアンツ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, U.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	65,000	0.86
計	-	6,181,100	82.17

(注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は112,800株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分3,800株、投資信託設定分109,000株となっております。

2. Prospect Asset Management, Inc. から平成22年8月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年8月13日現在で390,500株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿と相違しており、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、Prospect Asset Management, Inc. の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 Prospect Asset Management, Inc.

住所 410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu HI 96814 U.S.A

保有株式等の数 株式 390,500株

株式等保有割合 5.21%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,520,800	75,208	-
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,521,600	-	-
総株主の議決権	-	75,208	-

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社トライステージ	東京都港区芝公園 二丁目4番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	2,703	2,555	2,440	2,100	2,050	1,949
最低(円)	2,425	2,331	1,902	1,900	1,833	1,685

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,566,918	5,340,590
売掛金	4,277,006	3,936,128
その他	170,939	126,899
貸倒引当金	48,683	50,633
流動資産合計	9,966,181	9,352,986
固定資産		
有形固定資産	98,059	103,950
無形固定資産	26,702	30,592
投資その他の資産	127,220	128,954
固定資産合計	251,983	263,497
資産合計	10,218,164	9,616,483
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,030,069	2,561,155
未払法人税等	603,745	1,117,931
賞与引当金	91,308	-
役員賞与引当金	-	57,150
その他	123,428	379,122
流動負債合計	3,848,552	4,115,359
固定負債		
退職給付引当金	22,615	18,946
固定負債合計	22,615	18,946
負債合計	3,871,168	4,134,305
純資産の部		
株主資本		
資本金	633,362	630,642
資本剰余金	623,362	620,642
利益剰余金	5,090,496	4,230,970
自己株式	226	77
株主資本合計	6,346,996	5,482,178
純資産合計	6,346,996	5,482,178
負債純資産合計	10,218,164	9,616,483

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)
売上高	16,259,346	18,512,538
売上原価	13,850,306	16,387,005
売上総利益	2,409,039	2,125,533
販売費及び一般管理費	578,234	674,417
営業利益	1,830,805	1,451,115
営業外収益		
受取利息	1,021	5,583
その他	227	15
営業外収益合計	1,249	5,598
営業外費用		
支払利息	10	-
営業外費用合計	10	-
経常利益	1,832,043	1,456,714
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,950
特別利益合計	-	1,950
税引前四半期純利益	1,832,043	1,458,664
法人税、住民税及び事業税	801,598	595,550
法人税等調整額	51,091	3,587
法人税等合計	750,507	599,137
四半期純利益	1,081,536	859,526

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
売上高	8,258,718	9,375,111
売上原価	7,090,116	8,369,028
売上総利益	1,168,601	1,006,082
販売費及び一般管理費	302,515	355,855
営業利益	866,085	650,227
営業外収益		
受取利息	627	2,622
その他	210	6
営業外収益合計	838	2,629
経常利益	866,923	652,856
税引前四半期純利益	866,923	652,856
法人税、住民税及び事業税	410,027	312,322
法人税等調整額	54,054	43,869
法人税等合計	355,973	268,453
四半期純利益	510,950	384,403

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,832,043	1,458,664
減価償却費	12,323	20,040
貸倒引当金の増減額(は減少)	29,212	1,950
賞与引当金の増減額(は減少)	66,519	91,308
役員賞与引当金の増減額(は減少)	58,800	57,150
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,858	3,669
受取利息	1,021	5,583
支払利息	10	-
売上債権の増減額(は増加)	613,047	340,877
仕入債務の増減額(は減少)	318,499	468,914
未払消費税等の増減額(は減少)	3,873	83,143
営業保証金の増減額(は増加)	500,000	-
その他	132,272	169,897
小計	1,953,452	1,383,995
利息の受取額	1,179	6,033
利息の支払額	10	-
法人税等の支払額	656,588	1,095,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,298,032	294,182
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	22,611	73,145
無形固定資産の取得による支出	27,500	-
定期預金の預入による支出	-	1,400,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	50,111	1,473,145
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,332	5,439
自己株式の取得による支出	-	148
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,332	5,291
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,253,253	1,173,672
現金及び現金同等物の期首残高	2,891,318	3,290,590
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,144,571	2,116,918

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、66,328千円であります。</p> <p>2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 - 差引額 1,500,000千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、50,177千円であります。</p> <p>2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 - 差引額 1,500,000千円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 180,453千円 賞与引当金繰入額 66,519千円 貸倒引当金繰入額 29,212千円 退職給付費用 3,858千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 230,043千円 賞与引当金繰入額 91,308千円 退職給付費用 5,281千円</p>

前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 93,703千円 賞与引当金繰入額 33,259千円 貸倒引当金繰入額 24,851千円 退職給付費用 2,010千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 119,099千円 賞与引当金繰入額 45,654千円 貸倒引当金繰入額 2,259千円 退職給付費用 2,726千円</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)</p> <p>現金及び預金 4,144,571千円 現金及び現金同等物 4,144,571千円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在)</p> <p>現金及び預金 5,566,918千円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 3,450,000千円 現金及び現金同等物 2,116,918千円</p>

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,521,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 147株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社は、当第2四半期会計期間においてストック・オプションを付与していませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年8月31日)		前事業年度末 (平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	843.85円	1株当たり純資産額	731.20円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	434.38円	1株当たり四半期純利益金額	114.59円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	424.83円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	112.70円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,081,536	859,526
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,081,536	859,526
期中平均株式数(株)	2,489,816	7,500,735
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	56,018	125,934
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第2四半期累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は144円79銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は141円59銭であります。

前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	205.17円	1株当たり四半期純利益金額	51.23円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	200.56円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	50.43円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	510,950	384,403
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	510,950	384,403
期中平均株式数(株)	2,490,355	7,503,707
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	57,318	119,121
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第2四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は68円39銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は66円84銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月15日

株式会社トリステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリステージの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第4期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリステージの平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月15日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。